

変更契約の締結及び専決処分の予定について(青森市立造道小学校校舎改築工事)

資料1 令和7年1月21日  
総務企画常任委員協議会  
総務部契約課

1 工事名 青森市立造道小学校校舎改築工事(令和6年第2回定例会議決)

<工期> 令和6年6月27日から令和8年11月30日まで

<相手方> 藤本・黄金・桜井 特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社 藤本建設 代表取締役 長谷川 学  
(青森市大字新城字平岡151番地348)

2 変更内容

令和6年3月1日以降適用の労務単価(以下「新労務単価」という。)の決定に伴い、国土交通省の特例措置通知等に基づき、本市においても同様に令和6年4月5日付で特例措置を実施することとした。

本工事は、旧労務単価を適用した対象工事であるが、契約相手方から請負代金額の変更の協議があり、協議の結果、新労務単価を適用し、増額変更を行うものである。

また、既存塀の解体工事に伴い、アスベスト含有建材の調査を行ったところ、塀の表面の塗装から基準値以上のアスベストが検出されたため、所定のアスベスト処理方法による除去の工事が必要となった。

更に、杭工事に伴い掘削を行ったところ、地上から約1.5mの深さに旧校舎の基礎の残存部分と思われる埋設物が発見された。杭工事の支障となるため、埋設物の撤去工事及び処分が必要となった。

これらの事実は、工事請負契約標準約款第18条(条件変更等)第1項第4号及び第5号に該当し、設計変更の対象となることから、同条第5項により請負代金の変更を行うものである。

3 変更予定額

①	事項	内容	理由	処理
	当初契約	2,733,500,000円		R6.5.7 仮契約 R6.6.26 議決 R6.6.26 本契約
②	変更契約金額(予定)	2,760,901,000円 [内訳] 増 27,401,000円 (1.00%)	特例措置の適用による労務単価の変更 アスベスト除去工事、地下埋設物撤去工事の増工	R7 1月専決処分予定 R7 第1回定例会報告予定

4 変更契約予定 令和7年1月中を予定

●地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定について(抄)

平成17年4月14日指定

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定により次に掲げる事項は、市長においてこれを専決処分にするものとする。

一 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例(平成17年青森市条例第85号。以下「条例」という。)に基づく契約並びに財産の取得及び処分が議会の議決を経た後において当該契約並びに財産の取得及び処分に係る金額に変更を要する場合に、変更により増減する金額が変更前金額の10分の1に相当する額を超えないもの。

二～八(略)

【工事概要】

工事場所 : 青森市造道三丁目4番16号

構造・規模: 校舎 鉄筋コンクリート造3階建

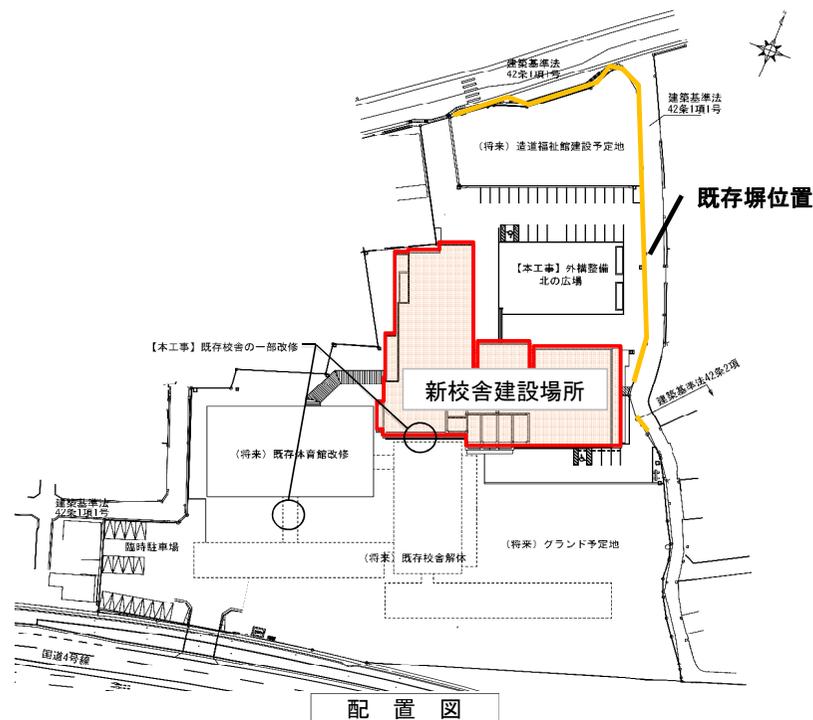
延床面積: 6,258.86㎡

(放課後児童会 415.21㎡を含む)

渡り廊下 鉄筋コンクリート造平家建

延床面積: 61.13㎡

合計 6,319.99㎡



●特例措置について(令和6年4月5日付 青森市通知文書抜粋)

1 措置の内容

令和6年3月1日以降適用の労務単価(以下「新労務単価」という。)の決定に伴い、2に定める工事の受注者は、「青森市工事請負契約標準約款」第51条の定めに基づき、令和5年度の労務単価(以下「旧労務単価」という。)に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 対象工事

令和6年3月1日以降に契約を締結した工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

3 請負金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

変更後の請負代金額 = 新労務単価により積算された請負工事対応額 × 当初契約の落札率

●青森市工事請負契約標準約款 第51条(その他の協議事項)抜粋

この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。